

只公傷病手当支給ノ件  
 公傷病ノ場合ハ手当ノ支給ハ私病ハ従来慣例ニテ支給ス  
 五、事案ノ概略者ハ出サシムコト  
 六、事案中ノ紛糾ハ支給セサルコト  
 但シ金一封(争議参加者一百名)割ニテ算出セル四百分)ヲ支給ス  
 七、理由ナクシテ解雇セサルコト

以上

常務理事

労働課長 事務主任 和八年八月二日

警視總監 藤乃庄平

内務大臣 山本達雄 殿  
 社会局長 官 殿

田中屋回漕店、労働争議ニ関スル件 (第一報 発生)

8. 8. 5. 3
5059

要旨

〔事業主職務ニ故意ヲタケ理由ヲ以テ解雇セルニ被解雇者ハ組合ノ應援ヲ受ケテ  
 七月二十七日 款額書ヲ提出セルガ事業主ノ態度強硬ニテ罷業ハ避ケ難キ状況ニアリ

一、争議発生ノ場所

東京市城東區北砂町三丁目十番地

二、事業主側

名 稱 田中屋回漕店  
 事業主 田中銀之助